

社会福祉法人 炉暖会

虐待防止委員会

社会福祉法人 炉暖会
虐待防止委員会

(委員会の目的)

1. 虐待防止委員会は、利用者の安全と人権保護の観点から、適切な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、虐待の防止に努めることを目的とする。

(委員会の設置)

2. 前条の目的を達成するために、当施設に「虐待防止委員会」(以下「委員会」と略す)を設置する。

(1) 委員会は、次に掲げるもので構成する。

- ア. 施設長(管理者)
 - イ. 生活相談員
 - ウ. 看護職員
 - エ. 介護職員
 - オ. 管理栄養士
- 等。

(補足：実質メンバーは経営会議参加メンバー)

ただし、構成員が不在の場合は、当該各職の次席等をもって構成する。

- (2) 上記職種より委員長を選任する。
- (3) 委員会は委員長が召集し、議論すべき事項は、委員にあらかじめ通知する。
- (4) 委員会はおおむね3ヵ月毎に開催する。又緊急時は必要に応じ対応する。
- (5) 委員長は、必要があると認めるときは、関係者を出席させる。

(委員会の実施)

3. 委員会は次のとおり実施する

- (1) 職員倫理綱領を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する。
- (2) 「虐待の分類」について、職員に周知することと、定期的な見直しを行い、疑いのある項目を補足してゆく。
- (3) 「虐待を早期に発見するポイント」に従い、「虐待発見チェックリスト」結果による調査を必要あるごとに実施する。
- (4) 上記の実施した調査の結果、虐待や虐待の虞があるときは、虐待防止受付担当者に報告をする。
- (5) 研修委員会と日程の調整を行い、虐待防止に係る研修を年1回以上(特養2回以上、その他1回以上)行うこととする。
- (6) 事故防止委員会より、事故等の問題が虐待につながるような場合は、虐待防止委員において対応する。
- (7) その他、法令及び制度の変更があるごとに委員会を開催し、規定等の見直しを行うこととする。

(委員会の任務)

4. 委員会の責務は次のとおりとする。

- (1) 委員会は、虐待がおこらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。
- (2) 委員は日頃より高齢者だけでなく他法の権利宣言等の知識の習得に努めるだけでなく、人格（アイデンティティ）の向上にも努めるものとする。
- (3) 委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援（不適切ケア）が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり指導することとする。
- (4) 委員会は、その他の各委員会とも連携を図り利用者への虐待の虞のある事案や支援等に問題がある場合には、各委員会と協議し、協同で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策改善を図るものとする。
- (5) 委員会は職員のストレス（メンタルヘルス・ハラスメント等）対策に努め法人と協同で対応・対策改善を図るものとする。

（虐待防止のための職員研修に関する基本方針）

5. 介護職員その他の職員に対する事故防止のための研修の内容としては、虐待防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発を行うものとする。

職員教育の内容

- ① 定期的な教育・研修の実施（特養年2回以上、その他年1回以上）
- ② 新入職職員に対する研修の実施（入職時1ヶ月以内）
- ③ その他必要な教育・研修の実施

（利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針）

6. 本指針は、各部署に常備し、利用者等から閲覧の求めがあった場合は閲覧させるものとする。

（個人情報保護の保護）

7. 委員は、個人情報保護のため、以下の事項を遵守する。
 - (1) 委員は、委員会で知り得た事項に関しては委員長の許可なく他に漏らしてはならない。
 - (2) 委員は、委員長の許可なく報告書、委員会会議録等全ての資料を複写してはならない。
 - (3) 委員は、委員長の許可なく報告書その他、事例等の統計分析資料等を研究・研修等で利用してはならない。

附 則

この規程は平成18年10月1日より施行する。

この規程は平成30年4月6日より施行する。

この規程は令和3年4月1日より施行する。

この規程は令和5年12月1日より施行する。